

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により生駒市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十六年十二月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ドラッグコスモス壱分店

所在地 生駒市壱分町八〇―四ほか

二 生駒市から聴取した意見の概要

1 みどり景観課

(1) 景観について

本市は、市内全域を景観法に基づく景観計画区域に定めており、当該計画地は市街地景観区域内にあるため、市街地景観区域の概要の「良好な景観の形成に関する方針」及び「景観形成の基準（以下「基準」という。）」に従った計画とすること。

また、基準内の「色彩に関する景観形成基準」に適合した計画とすること。

なお、行為の着手三〇日前までに景観法の届出添付図書一覧の行為別の必要書類を添付して届け出ること。

また、当該計画に関する景観法の具体的な内容について、事前にみどり景観課と協議すること。

(2) 屋外広告物について

奈良県屋外広告物条例及び生駒市屋外広告物規則の内容を遵守すること。

なお、当該計画地の一部は、奈良県屋外広告物条例第四条第一項第五号の規定により、屋外広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない区域となっており、その適用が除外されるのは、同条例第六条に掲げられるもののみとなっている。

その他の場所で屋外広告物を掲出する場合は、同条例の規定を遵守し、正しく掲出すること。

また、許可を必要とする広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する場合には同条例の規定に基づき、みどり景観課への許可申請が必要となるので、事前に協議をすること。

(3) 緑化について

「生駒市中高層建築物並びに集合住宅に関する指導要綱」に基づき敷地内の緑化を行うこと。植栽計画（樹種、配置位置等）については、事前にみどり景観課と協議し、緑化計画書を提出すること。

また、建築物が利用開始されるまでに緑化を完成させ、緑化完了報告書を提出するとともに、本市の完了検査を受けること。

なお、整備された緑地については、本市への帰属の対象としないため、設置者により将来にわたり自主管理すること。

2 土木課

(1) 当該開発区域に接する周辺道路に設置する交通安全施設（道路反射鏡、防護柵、区画線等）については、土木課整備係と協議すること。

(2) 協議後も道路管理者の意向に沿って、柔軟な対応を行うこと。

3 事業計画課

(1) 周辺道路の交通渋滞及び安全対策については、関係機関と十分に協議し対応すること。

(2) 市道菜畑壺分線及び市道壺分乙田線は、生駒市都市計画マスタープランにおいて、地域幹線道路として位置づけられているとともに、緊急輸送路として指定されている道路であり、地形上、高低差や曲線の区間が多いことから、両道路からの出入口を示す予告看板等の設置について十分検討すること。

4 建築課

(1) 当該計画地北側進入口（入口専用）の仕様について、警察及び道路管理者と十分に協議すること。

(2) 工事中の安全対策の実施と周囲への影響に対し配慮すること。

(3) 地元自治会及び近隣住民との合意形成を十分図ること。

5 生活安全課

本市では、「生駒市安全で住みよいまちづくりに関する条例」により、環境整備等の生活安全対策の実施に努めているところであり、設置者においても地域の安全に必要な措置を講じること。

また、周辺道路への違法駐車及び来店者等車両の安全な通行その他交通安全に関して十分に検討し、対策を講じること。特に、近隣は、壺分小学校、生駒高校への

通学児童及び生徒の通学路に当たするため、安全に十分留意すること。

6 環境事業課

一般廃棄物（事業系ごみについて）

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条並びに生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、市の収集計画に従うこと。

(2) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めること。

(3) 事業所から排出される一般廃棄物は事業者の責任において処理することとし、自ら生駒市清掃リレーセンターに搬入する、又は市の許可業者に収集運搬を委託すること。

なお、市の許可業者は、次の表のとおりとする。

（許可業者）

業者名	電話番号
株式会社生駒市衛生社	〇一二〇（七七）九〇三一
株式会社NANBU	〇一二〇（二七五）三八三
株式会社奈良県クリーンセンター	〇七四三（七七）〇九九〇
関西メタルワーク株式会社	〇七四三（七七）六〇一七 ※不燃物収集に限る。

なお、事業活動に伴い生じた産業廃棄物については、廃棄物処理法に基づき適正に処理すること。

7 環境モデル都市推進課

(1) 荷さばき作業に関して、荷さばき時間の短縮、荷さばき車両のアイドリング禁止の徹底等作業員への騒音防止意識の徹底を図り、近隣住民の理解を得られるよう騒音発生の防止又は緩和のために配慮すること。

(2) 付帯設備（空調室外機、冷凍庫用室外機及び換気扇）の騒音対策を講じること。
また、騒音規制法又は振動規制法に係る特定施設に該当する施設を設置する場合は、遅滞なく届出を行うこと。

(3) 駐車場に関して、特に店舗東側に隣接する住居への騒音及び排気ガス等の影響が大きいと考えられることから、届出書に記載のとおり不必要なアイドリング、空ぶかし等を行わないよう利用者に周知すること。

また、駐車場利用時間帯を遵守し、特に、深夜及び早朝においては駐車場の出入口の施錠や警備員の巡回等の必要な措置を講じ、適切に管理すること。

(4) 周辺住民から騒音、振動、悪臭等の苦情があった時は、必要に応じて対策を講じる等迅速に対応すること。

8 消防本部予防課

消防用設備等及び生駒市火災予防条例関係届出対象設備については、設置するまでに届け出ること。

なお、建築行為の規模により、地下式消火栓の設置が必要であるが、今回の建築予定場所周辺の既設消防水利を使用することをもって、消防活動上支障なきものと認める。

9 生涯学習課

当該事業地については、周知の埋蔵文化財包蔵地外に当たるため、埋蔵文化財発掘の届出は必要ない。工事中に、遺構や土器等の遺物を発見した場合は、文化財保護法第九十六条の規定に基づき、直ちに工事を中止し、生涯学習課へ連絡すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業政策課

四 縦覧期間

平成二十六年十二月十六日から平成二十七年一月十六日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する祝日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで